

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：安藤建設工業(株)
住所：宮城県富谷市志戸田北田子沢107

2. 指名停止措置期間 自 令和8年8月13日 3ヶ月
 至 令和8年11月12日

3. 事実概要
安藤建設工業(株)の元代表取締役は、代表取締役在任中に、安藤建設工業株式会社が所有する不動産の利活用を巡り、富谷市職員に対し便宜を図ってもらう目的で接待を行ったとして、令和8年6月10日、宮城県警に贈賄の容疑で逮捕された。

4. 指名停止措置理由
上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第4号イに該当する。

＜指名停止措置要領別表第2第4号イ＞

措置要件	期間
(贈賄) 4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内

○問い合わせ先
国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 山岸 宏司
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564